

岡谷市建築基準法関係の申請対象と手数料について（令和7年4月1日～）

◎岡谷市の確認申請の審査対象となる建築物

法第6条第1項第二号の一部、第三号に掲げる建築物のもの	・特殊建築物（別表第1（い）欄）で、延べ面積200㎡以下 ・木造建築物で階数が2以下かつ延べ面積300㎡以下 ・木造以外の建築物で階数1かつ延べ面積200㎡以下
令第138条第1項第一号、第三号に掲げる工作物※1	・高さ6m～10mの煙突 ・高さ4m～10mの広告塔、装飾塔、記念塔など ・高さ2m～3mの擁壁
令146条に掲げる建築設備※2	・エレベーター及びエスカレーター、小荷物専用昇降機 （木造建築物で階数が2以下かつ延べ面積300㎡以下の建築物に設置する場合）

・岡谷市は法97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村（建築審査会を置かない限定特定行政庁）のため、上記に掲げる建築物以外の申請については長野県（諏訪建設事務所もしくは本庁）での確認審査となります。

※1 敷地内の建築物が岡谷市の確認申請の審査対象物件以外の場合については、工作物の確認申請はすべて県の確認審査となります。

※2 一戸建ての住宅や小規模事業所等にホームエレベーター等を後付けする場合には当該エレベーターの確認申請は不要となります。

◎建築確認申請等手数料

建築物

床面積の合計	特例の有無	確認申請審査	完了検査	確認申請審査に加算 ※1	
				住宅建築物省エネ法（第11条）仕様基準による省エネ基準適合審査	共同住宅建築物省エネ法（第11条）仕様基準による省エネ基準適合審査
A ≦ 3 0 ㎡	有	¥6,000	¥13,000	A < 200㎡ ¥14,000	A < 300㎡ ¥30,000
	無	¥10,000	¥15,000		
3 0 ㎡ < A ≦ 1 0 0 ㎡	有	¥11,000	¥15,000		
	無	¥16,000	¥21,000		
1 0 0 ㎡ < A ≦ 2 0 0 ㎡	有	¥16,000	¥20,000	200㎡ ≦ A ¥15,000	300㎡ ≦ A ¥52,000
	無	¥27,000	¥26,000		
2 0 0 ㎡ < A ≦ 5 0 0 ㎡	有	¥27,000	¥26,000		
	無	¥51,000	¥38,000		
5 0 0 ㎡ < A	有	¥43,000	¥44,000		
	無	¥67,000	¥64,000		

※1 仕様基準（省エネ計算なし）で設計する場合、確認申請審査で省エネ基準適合を審査するため、該当する場合は加算となります。

ただし、以下のいずれかの書類が添付される場合は加算手数料はかかりません。

- ・設計住宅性能評価を確認済証の交付前に取得する場合
- ・長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書

※2 ※1にあらず、省エネ計算を行う場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続きが必要となります。

※3 外皮計算と一次エネルギー消費量計算において、仕様基準と標準計算法を併用する場合は省エネ適判が必要となります。

※4 計画変更の場合は変更の内容によって、手数料の算出根拠が異なります。詳しくは建築・住宅担当にお問い合わせください。

工作物、建築設備

区分		確認申請	完了検査	計画変更
工作物		¥12,000	¥14,000	¥7,000
建築設備	小荷物専用昇降機	¥9,000	¥11,000	¥5,000
	小荷物専用昇降機以外のもの	¥12,000	¥19,000	¥9,000

◎建築許可等申請手数料

仮使用認定申請		¥120,000	一団地の建築物の特例認定		¥80,000
位置指定道路		¥50,000		1を超える建築物の数につき	¥28,000
法第43条第2項第1号の規定による認定		¥28,000	法第86条の8第1項による全体	法第6条第1項第3号建築物	¥28,000
【参考】法第43条第2項2号による許可手数料：34,000円（県証紙）			計画認定	上記以外	¥120,000
仮設建築物許可申請手数料	許可の期限が1月以内のもの	¥61,000	令第137条の12第6項の規定による認定		¥28,000
	許可の期限が1月を超えるもの	¥120,000	令第137条の12第7項の規定による認定		¥28,000

◎各種証明手数料

建築確認申請台帳記載事項証明書	¥300
道路証明願	¥300